

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	総合政策課	整理番号	1-2
許認可等の種類	障害物の伐除、土地の試掘等のための許可			
根拠法令条例等・条項	土地収用法第14条第1項			
許認可等の概要	事業の準備のために他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行うに当り、障害物の伐除、試掘等を行おうとする場合の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1)土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2)許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受認者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3)第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4)当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。</p> <p>(5)土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること。</p> <p>(6)申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)</p>			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「申請に対する処分に関する審査基準の指針(別添2)」に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1ヶ月			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「土地収用法における標準処理期間の運用状況の調査の結果について(別添3)」に準拠			